

院内感染対策のための指針

北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター

1. 院内感染対策に対する基本理念

- 1) 北海道立旭川肢体不自由児総合療育センター（以下当センター）は、様々な疾患により身体的にハンディキャップを持つ小児を対象に入院、外来治療を行っている。また、当センターには養護学校も併設されており、病院であると同時に入所児童の生活の場でもあるという特殊性を併せ持っている。このような状況の中で、院内感染症の発生・伝播を防止し、予防活動を実施することにより、患者様・職員の健康と安全を維持できるように、対策事項を定めるものである。
- 2) この理念に基づき、全職員に院内感染に対する関心を高め、正しい知識を普及し、予防活動の取り組みを行う。

2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

- 1) 院内感染対策を効果的、効率的に機能させるために、院内感染予防対策委員会を設置し、以下の事項を実施する。
 - 院内感染サーベイランスに関する事
 - 院内感染対策、要望に関する事
 - 院内感染に関わる調査研究の実施に関する事
 - 院内感染に関わる職員に対する教育、啓発に関する事
 - その他院内感染に関わる事
- 2) 院内感染の予防をはじめ、院内の衛生環境を向上させる目的で、実際的な感染対策の実行組織として、院内感染予防対策委員会の下部組織として感染症対策チーム (ICT) を設置し、実務を担う。
 - 感染対策マニュアルの作成、修正
 - 衛生環境の評価、改善指導
 - 感染対策及び予防に関する職員の教育
 - 院内感染発生の監視及び疫学調査
 - 抗生剤や消毒薬の使用状況の把握、適正使用の指導
 - 感染対策業務の評価、指導
 - その他感染対策、予防に関する立案

3 . 院内感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

センター内職員研修の一環として、院内感染予防に関わる研修会を実施し感染症に関する知識や予防対策の知識普及のための啓発を行う。

4 . 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

センターの入所児童、外来通院児童および職員に感染症が発生した場合には、担当医及び看護師長もしくは、各所管課長は、速やかに感染症発生報告書に記載し、院内感染対策チーム委員長および総看護師長を經由して、院内感染予防対策委員会委員長に報告し、感染対策を講じる。

5 . 院内感染発生時の対応に関する基本方針

疫学的、臨床的に問題となる感染症患者が発生した際には、緊急に院内感染予防対策委員会を開催し、現状を把握した上で、院内感染を波及させない様に早急に対策を講じる。

6 . 患者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

センター内で患者様の目につく場所及びセンターホームページに当該指針を掲示する。

7 . その他の当センター内における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染防御チーム（ICT）を組織し、感染防止に関する企画・立案を行い、院内感染対策委員会に助言・提言する。

院内感染を防止し、患者様および職員の健康・安全を守り、チーム医療としての組織的運営を図っていく。

院内感染、並びに職場環境の実態把握をするために、ICT 中心に、院内巡視、点検、感染および伝播の防止や、患者様・職員の安全と健康の確保を目的に、院内感染対策マニュアルを整備し、常に新しい情報を収集し定期的に見直しを行って管理していく。

<平成19年11月1日策定>